

# 国際人権法と憲法

—その対応ないし適合関係概観—

高野真澄

はじめに

第二次大戦後における国際社会の人権保障制、したがってまた国際人権法の進化の潮流は、これを大別してすべての者の「人権と基本的自由」を広く一般的な形で保障する第一段階の潮流と、右の潮流の上に特に「人間の平等と差別の禁止」という反差別の観点から個別具体的な差別禁止条約を意図した第二段階の潮流に分けることができる。本稿では国際人権法の第一段階にあるものを「人権条約」、第二段階にあるものを「反差別人権条約」と称することとする。人権と反差別人権の諸条約と日本国憲法の対応ないし適合関係を概観することが小稿の目的である。

## 一、国連憲章

一九四五年の国連憲章からはじまって一九四八年の世界人権宣言を経て、一九六六年の国際人権規約に至る国際人権法の法体系は第一段階に属するものである。「国連憲章」はすべての者の人権と基本的自由の尊重・遵守のための国際協力を謳っている。この要請は世界人権宣言の採択という形で結実する。

## 二、世界人権宣言

「世界人権宣言」は各国国民の人権を守り、差別の撤廃

を定めた国際社会共通の人権文書としていわゆる国際人権章典 (International Bill of Human Rights) を組成する。それは宣言とはいえず、国際連盟時代の一九二六年の奴隷廃止条約を除いて、時間的には戦後のトップを飾るといふ名譽ある地位を占めている。<sup>(1)</sup>それが生まれた背景は、ナチス・ドイツが第一次と第二次大戦の戦間期を通じて数百万人にのぼるユダヤ人の大量殺害を行って戦争準備にとりかかり、やがてポーランド等、東欧諸国への軍事進出を断行して第二次大戦の発端を開くなど、戦争それ自体が最大の人権侵害であることを反省し、常日頃から国内で人権を守っていくことが平和を維持するゆえんであることが意識にのぼってきたからである。世界人権宣言は、その冒頭で、基本的人権の保障こそ「世界における自由、正義及び平和の基礎」であると述べて、人権問題を平和との絡みにおいて重要視している。

世界人権宣言は、近代市民革命期のアメリカ独立宣言やフランス人権宣言などの古典的な人権保障制を範にしながらも、プライバシーや迫害からの避難の権利 (難民の保護)、国籍に対する権利、平和的集会の権利などの新しい諸権利も付け加え、日本国憲法に較べても新味を出している。そして人権宣言に代表される現代国際法の特色は、これまででの伝統的国際法のように個人が所属する国家を国際

法上の権利の主体とするのではなく、国家内の個人または個人の団体を直接国際法上の権利・義務、とりわけ人権の主体とするところにある。こうして戦後の国連憲章や世界人権宣言に至って個人の人権は、決して国内だけの問題でなく、今や国際的な、国境を超えたものへと変ってきた。<sup>(2)</sup>この結果、人権の観念は単に各国内の国民の権利でなく、人類をなすすべての人間に共通の権利、人類を前提にした普遍的な概念に広がることになった。世界人権宣言の人権は国境のない、正に国際的で、いわば「世界法的」なものとなっている。<sup>(3)</sup>

世界人権宣言は、その成立以来、宣言の精神が各国に浸透し、各国の憲法・国内法等の指導原則をなすものとして好ましい影響力を発揮している。それは「すべての国民とすべての国が達成すべき共通の基準」であるだけに、これを絵にかいた餅に終らせず、各国の行動準則として実効力のあるものにするのが大事である。現に、国連自体においても人権の国際基準の達成を各国に要請する根拠として世界人権宣言をしばしば援用し引合いに出している。例えば、一九五二年の国連総会決議は (勧告的効力に留まるとはいえ) 非差別の原則 (二条一項) の完全な適用・実施は最重要なので、すべての国連の組織と制度の運用において、第一次的目標として定められると述べている。<sup>(4)</sup>かくし

て今日では世界人権宣言の各条項は、戦後四〇年に及ぶ国連の発行と相俟って、国際人権基準を尊重しそれに従う度合いを測定評価する行為基準として役立つっており、いわゆる国際法の一般原則に高められている。一九六一年に世界人権宣言を無にしないための国際的行動組織としてはじまったアムネスティ・インターナショナルでは、人権宣言を人権侵害の認定基準として援用している。

### 三、国際人権規約

国連加盟国共同の政治的・道徳的誓約文書に留まっていた世界人権宣言は、一九六六年に法的拘束力のある条約、すなわち「国際人権規約」に発展、わが国も遅ればせながら一九七九年にこれを批准し、加盟国となった。

世界人権宣言と国際人権規約は総じて一八世紀末の近代憲法以後二〇〇年に及ぶ人権獲得の歴史を総括し、古典的な市民的権利のほかに新たに社会経済的諸権利をも網羅して、広く人権と基本的自由の保障を集大成しているということが出来る。国際人権規約は世界人権宣言とともにいわゆる国際人権章典を構成する。

世界人権宣言では人間生得の権利としての市民的、政治的自由(三条―二二条)、現代に特に必要な社会保障、教

育、労働などの社会的経済的文化的諸権利(二二条―二七条)が、また国際人権規約ではB規約における自由権的基本権、A規約における社会権的基本権の保障がこれに当たる。もちろん、世界人権宣言においても差別の撤廃については第二条や第七条で差別の防止を掲げており、なかでも第七条では宣言に違反するいかなる差別も許さないとし、マイノリティ(少数者)保護の義務と差別煽動の違法性を明らかにしているが、それはあくまでも差別一般について定めたものである。

### 四、人権諸条約と憲法との対応

ここでは、人権諸条約、とりわけ国際人権規約と日本国憲法との対応関係について検討することにしよう。日本国憲法は周知のように古典近代のオーソドックスな人権観念や、植木枝盛(一八五七―一八九二年)らの自由民権の人権思想を第一義に置いていることから、内容的にも前示世界人権宣言はもとより国際人権規約の実質条項をほとんどカバーしているといえる。

日本国憲法と世界人権宣言は四〇年代後半のほとんど同時期の産物であり、ともに西欧型の個人権の保障を中心にしている点で共通の特色があり、したがって両者は解釈原理としても相互に補完の関係に立っているということが出来る。これに対して、国際人権規約は一九六九年に採択、一九七六年に発効し、国際社会の変化や人間の尊厳、差別防止の国際的理解の進展等を反映して、保障の内容においても質的にも量的にも拡充をみており、日本国憲法に明示的に示されていないものも数多く盛り込まれている。憲法はもとよりこうした進んだ保障内容を拒まないはずであり、したがって解釈によって憲法の保障を補完するものとして規約を生かすことは可能であろう。

問題として、世界各地において様々な差別や人権侵害が絶え間なく生起している現状の下で、人権条約の内容を守らせるための実施措置が機能しているかどうかである。人権規約B規約では加盟国政府が事務総長に人権状況を報告し、規約人権委員会が審査する(四〇条)、但しある加盟国が他の加盟国の義務の不履行を主張するためには、規約の定める特別の宣言をする必要があり(四一条)、日本はこれをしていないので他国の人権侵害をアピールできないし、訴えられもしない。日本関係では旧国籍法の定める父系血統優先主義という父母の性別による出生児の差別が問題とされたり、日本にマイノリティはいないとする日本の報告が問題となったことがある。人権規約は各加盟国内で人権を侵害された被害者個人または私的団体に對して人権

委員会に通報ないし申立てをする権利を認めているが(B規約選択議定書)、わが国はこれを批准していないので認められない。

一九八〇年代から九〇年代にかけて人権規約の具体的実現が至上命題となつていくなかで、約一六〇万人と推定される精神障害者の精神医療面の改善に手がつけられはじめたことは指摘するに値いしよう。一九八四年に発生した宇都宮病院事件を契機に、わが国の精神衛生法及び精神医療行政の後進性と苛酷な実態がB規約九条四項の定める「適正な審査の要求」に反するとして国連の「差別防止・少数者保護小委員会」(ジュネーブ)に告発され、人権規約と国内法制の食い違いが審議を通して指摘された。いわゆるリーガルモデルの確立を求めた精神科医療国際化の要請は高まるばかりとなり、この分野での人権NGO(国際人権連盟、障害者インターナショナル、国際法律家委員会)や日本の在野法曹グループの方々の活躍が特筆に値する。

一九八八年、現行の「精神保健法」(精神衛生法等の一部を改正する法律要綱参照)―いわゆる新法―の下で都道府県に独立の第三者機関を設置して、遅ればせながらも、障害者本人の同意に基づく任意入院の保障、拘禁理由の審査、在院中の処遇改善など人権擁護の面で徐々に実効を挙げつつあるが、社会復帰の促進というもう一つの大きな看

板の実効性をどう挙げていくか、残された課題は多い。

最近では、前示人権小委員会の「精神病者に関する作業部会」が、国連の最低基準として「精神病者保護及び精神保健ケア改善のための原則ならびに保障草案」を審議・採択に付している。国際統一基準の成文化は患者の権利の尊重と精神科医療の改善に踏み出したばかりのわが国精神医療行政が確実な前進を遂げるためにも大きな前提となるが、むしろB規約から独立したプロパーの規約の制定が必要であろうと思われる。

右に関連して、国際人権条約と国内法（刑事訴訟法）の間に大きな乖離を生じている事例として未決拘禁者の代用監獄の運用が挙げられる。代用監獄はB規約九条三項の「抑留からの自由」（逮捕された者は速やかに裁判官のもとに連れてゆかれなければならない）や「国連被拘禁者人権保護原則」（自由強要のために拘禁状態を不当に利用することを禁止する国際決議）に違反する疑いがある。しかし人権委員会の審議では、日本政府は「事実無根」と公式的に否定しているから、この問題は今後も国連の場で議論されていくことになろう。

拷問は現在世界の三分の一以上の国で確実に行われているという。一九七五年には国連で拷問等禁止宣言が採択され、八四年一二月には拷問等禁止条約が採択され、八七年

に発効をみた。拷問または残虐な取り扱いや刑罰の禁止を世界人権宣言が規定（第五条）してから既に久しいが、この問題は決してよそ事ではなく、同条約の批准に向けた取組みがわが国でも求められる。

また、B規約の生命に対する権利の保障に基礎を置く死刑の廃止も既に世界的な潮流となっている。こうした状況の下で、一九八九年一二月に「死刑廃止選択議定書」が国連総会で採択せられた。死刑廃止措置がこのように国際人権文書に登場した意義は何よりも大きい。死刑存置国として議定書の非締約国であるわが国においても、この国際的基準を尺度にして死刑存置問題が今後一層高いレベルでの論議の対象とされることが期待されるのである。

自由権の分野だけでなく、社会権の分野においても、人権条約と国内法の間には大きな射程のズレを生んでいるケースとして官公労働者の労働基本権（憲法二八条）の剝奪の問題がある。労働基本権の制約（国公、地公、国企労働、地公労各法）はA規約八条一項d（ストライキ権）に違反するにもかかわらず、条約違反の責任を回避する抜け道として条約批准のさいに留保宣言が付けられている。

子どもの包括的な人権条約がこのほど採択・発効をみた。「児童の権利宣言」（一九五九年）に法的拘束力をもたせるために人権委員会が作業部会を設けて起草を進めてい

た「子どもの権利条約」が一九八九年に採択、九〇年九月発効したが、これに伴って、日本政府も条約の意義を評価し、批准に向けて国内法の整備を図る考えである。

本条約は、大人と同様、あらゆる差別の禁止にはじまって、自由な意見表明、表現、情報、思想等の自由、権利を承認して自由権、社会権を広くカバーし、また少数民族、先住民や難民の子どもの保護にまで言及しており、実効性を担保する実施措置も備えている（全文五四条）。

一言でいって、一八才未満のすべての子どもに人格的な自立を子ども本位に考えさせ、あるいは適切な援助を認めていくところに本条約の現代的意義がある。市民（大人）一般とは別に、しかも単なる看護教育の対象でなく、人間の成長発達への担い手として主体的にとらえられていることである。なかでも「子どもの権利」保障の前提にある、あらゆる差別を許さず、ともに生きる公教育を目指している点に特別の留意を必要とする。国際人権規約に次いで代表的な人権条約が成立したことの意義は大きい。要は条約内容をいかに実現するかであって、「先進国」日本としてもその実行に当たって襟を正すべき点は少なくない。

## 五、反差別人権条約と憲法

今日の人権条約は、以上みた一般的な人権条約と違い、人種差別撤廃条約や女子差別撤廃条約とか、難民の保護条約、ジュネサイド処罰条約、アパルトヘイト処罰禁止条約など、人間の平等と差別禁止の実定化に一步踏み込んだ個別具体的な反差別人権条約として成立をみている。広く「人権」一般の保障から、具体的な「差別」の禁止へと、人権保障のあり方が大きく進展してきていること、とりわけ個々の差別事象の対象化ないしクローズアップは各国内のイデオロギーや体制の壁、あるいは各国の財政事情の違いなどを乗り越えて、できるだけ速やかにかつ適切に対処しなければならないという、共通の自覚と理解が生まれてきていることを意味している。

今日、国連がイニシアチブをとって作成し、国連事務総長に預託されている人権関係の条約は二二を数えるが、わが国が批准しているのは僅か七つに留まっている。「婦人参政権条約」だけは五四年に発効してその一年後に締結しているが、これを除くと何れも発効の年から締結の年までかなりの年月が経過しており、国際人権A・B両規約や女子差別撤廃条約（一九八五年六月）などの重要条約の批准は明らかに遅きに失している。しかも前示のB規約選択議定書は国家主権へのこだわりからか批准がなされていない。しかし「女子差別撤廃条約」の批准は雇用の分野の差

別撤廃(条約第一条)と調和させるため「男女雇用機会均等法」(昭六〇法四五)の制定、父母両系主義の国籍法の改正等の国内法の整備を呼び込み、女性の地位向上に事実上効果を発揮しつつあることは否み得ない。

女子差別撤廃条約とともに反差別人権条約を代表する「人種差別撤廃条約」(一九六五年採択、一九六九年発効)にしても、現在締約国は一三〇カ国にのぼるといって、批准国最多の条約となっており、今やその加入状況は人権の関心度を測る物指しともなっているのに、わが国は未批准で、差別の撤廃に関するわが国の態度の消極性が際立っているといわざるを得ない。

けれども、本条約上の「人種差別」の定義は単にいわゆる人種に限定されず、皮膚の色や門地(Descent)、民族、種族的出身までを含んでおり、社会的差別の対象となる被差別少数民族集団がカバーされるとみられる。しかも本条約上の実施措置として、人権小委員会の救済措置を定めて、経済社会理事会一五〇三決議により、各国における大量で継続的な人権侵害状況を非公開で審理することとしている。小委員会は各国の被害者本人からの通報を受け取り、そのすべてについて各国政府に連絡して回答を迫ることにしており、小委員会であるいにかげられた上で上部機関である人権委員会にあがっていく。政府の報告と並ん

る。そのうち主要な問題を以下に取り上げてみようと思

## 六、部落差別の根絶

一九八三年八月一六日、国連女性法律家協会の主要メンバーで、人権擁護NGOのメンバーでもあるミリアム・シユライバー女史(現反差別国際運動理事長)が、同委員会に日本の部落差別を問題提起したのに対して、日本政府は同月二三日、次のような回答を寄せている。すなわち、一九六五年の内閣同和对策審議会の答申をひいて、それに従って当局が社会的・経済的問題を解決するべく諸施策を実施してきた経緯をたどったうえで、「政府はこの問題を解決しなければならぬことをよく認識し……相当期間たゆまぬ努力をつづける必要がある」とし、さらに「賢明なる国際的な専門家の意見による理解と協力を期待している」。

一九八五年には、部落解放同盟の上杉佐一郎委員長を团长とした代表団によって直接国連専門機関である本小委員会の場で部落問題がアピールされている。これに対して委員会の場で答弁に立った日本政府代表は「この問題が容易ならざる重大な問題であることを認識し、法律を制定し解決に向けて取り組んでいる」と述べ、「部落地名総鑑」な

で、個人の通報手続も認めて被害者救済の実効を挙げることができると、前示B規約選択議定書とともに、本条約の早期批准の達成が待たれるゆえんである。その際、第四条に解釈宣言ないし留保を付ける仕方、規制立法を詳細化して調整と両立に努める仕方などがあり得る。(人種)差別を犯罪として国内の法的措置で対処する国際的な流れが出てきている反人種主義の現状・差別の法的禁止ないし一般的な法的禁止命題の定立によって差別の抑止ないし防止効果を期待することができるとも、批准できるような形の法制度も考案の余地があるものと思われる。履行確保の措置によって、人権条約は国内憲法と横並びで人権保障の機能を果たすまでになるからである。

現に、本条約に基づく右小委員会への通報は人権NGO(非政府機構)を通じて持ち込まれるものが多く、ことにマイノリティ(少数民族)に関する問題が多いことが注目される。

日本の問題では、例えば、戦後処理のあり方を問うサハリン残留韓国・朝鮮人帰還問題、被拘禁者の不当な取扱いや頻繁な死刑判決、在日韓国・朝鮮人問題、宇都宮病院事件で知られる精神医療行政の問題、日本の国籍をもつアイヌ少数民族に対する差別問題、部落差別問題などがあり、最近では日本の問題に対する比重が大きくなってきてい

どの差別事件についても「完全な解決に向けて最善の努力を続ける」旨の回答をしている。しかしこれに対する小委員会の日本の現状に対する審議結果の報告書では、「人権に関する法律がより一層発展するよう期待する」と述べており、日本国内の差別問題に何がしかの懸念を表明している。このような報告書の表明は、日本政府からの人権委員会への部落差別問題の報告が不十分であるという心証を抱かせていることとあらわれと見ることができよう。

以上のことは、先の「同対審」答申が抜本的な法制改革の必要を問いかけていたのに国として部落問題の解決に手を染めてきた領域は環境改善事業を主にした部分的立法であって、差別の奥深くにまでメスを入れようとしたものはなかったことと関連している。矮小化した立法では社会的差別問題の抜本的改革に至り得ないことは、諸国の法制に照らして自明のことといわなくてはならない。一九八五年五月以来、「部落解放基本法」の制定を要求しているゆえんである。

一九六九年以来の同和对策環境改善事業の遂行に教育と啓発活動が十分な形で伴っていないことも重視されてよい。教育と啓発による人権意識の高揚があらゆる差別問題の解決・改善にとって決定的に重要であることは、前示の人種差別撤廃条約第七条(教育、文化、マスメディアによ

る差別の払拭を規定する)をはじめ、最近の国連やユネスコ等の活発な人権教育の取り組みをみても明らかなどである。これに反してわが国におけるこの分野の取り組みが惰性的となったり、かけ声だおれに終わっていないだろうか。同和行政における大きな反省点である。いわんや歴代政府は差別禁止立法の制定には極めて消極的な態度を維持しているが、ひとくちに法的規制の問題といってもそれに至る段階・程度、国内法整備の対応もいろいろあり得るわけ、この点は前述したところである。ただ一般の人権条約と異なって反差別人権条約で特筆すべき事柄は個人や私企業などの私人間の差別行為も実質的に広く禁止すべきこととしている点で(人種差別撤廃条約二条d項、女子差別撤廃条約二条e)、そのもたらす効果は極めて大きい。

## 七、アイヌ民族の解放

人権侵害と差別からの解放を課題とする点で、アイヌ問題は前述の部落問題と共通するところが多い。一九八二年以来、北海道旧土人保護法(明三二法二七)に代えて日本国憲法の人権保障やB規約二七条にいう少数者集団の権利保障、自立化基金の創設を求める「アイヌ民族に関する法律」(いわゆるアイヌ新法)の制定を要求している。全六

条から成るものであるが、アイヌ民族(人口二万七、〇〇〇(三万人)のための特別議席確保の主張のような憲法上の論議を誘発するユニークな内容のものが含まれている。広く基本的人権の擁護や就職、教育、結婚その他の日常生活の差別状況、とりわけ実態的差別解消の特別対策を要求する点で、前示部落解放基本法の構想と共通し、また旧土人法の内容は正の方向として人種差別撤廃条約の精神を参考にしている点でも、部落解放基本法案と共通の国際的視野をもっている。

さらに最近では、国家のなかの、国民の一員としてのエスニック・マイノリティの権利要求でなくて、先住民族としての自立の確保、ないし先住民(indigenous people)としての復権を要求してアイヌ民族の自立・解放の行く手を指し示している<sup>(21)</sup>。これからは国際人権条約と国内憲法の適用関係における序列を決めるという問題側面が射程に入っ<sup>(22)</sup>てこよう。日本からは既に北海道ウタリ協会が人権小委員会「先住民作業部会」(一九八二年設置)や国連NGOの「国際先住民族会議」(一九八七年)に参加して現状を訴えている。作業部会では「先住民に関する世界権利宣言」草案がまとめられている。先(原)住民の権利保障の面での比較立法例で注目されるのは、オーストラリア、カナダ、フィリピンなどでの国内(憲)法や条約上のレベル

でのポジティブな対応が進められていることである。

加えて一九八九年後半以来、周知の東欧、ソ連を中心とする冷戦構造の崩壊に伴う諸民族の民主化要求の大きなうねりがあるが、こうした民族解放の潮流に連動してウタリ協会は「独立国における先住民その他の部族民に関するILO一六九号条約」(一九八九年)の批准を要求している。

しかし本条約第一条の「先住民」peoples か populations かの定義の問題が、それいかによっては国連憲章や人権規約に基づいて自決権の承認にまで至ることから、最も大きな論議の対象になっている。日本政府としては漸く「エスニック・マイノリティ」としてのアイヌの存在を認めているが、単一民族国家観の支配的状況の下で、「日本人の先住民に対する意識の遅れ」<sup>(23)</sup>が依然として決定的な要因となっている。

## 八、在日韓国・朝鮮人等の入籍

最後に、在日韓国・朝鮮人、外国人労働者の問題を取り上げて、結びとしたい。

叙上の部落差別、アイヌ差別の解消に役立つ人種差別撤廃条約は在日の外国人、つまり当事国が国民と国民でない者との間に設ける区別(国籍)については、適用はない。

サンフランシスコ講和条約が発効した一九五二年四月、日本国籍を離脱した在日韓国・朝鮮人は外国人登録法(昭二七法一二五)の適用下に置かれ、国籍条項の制限によって就職、住宅入居、生命保険加入など多くの分野で権利保障の枠外に立たされることになった。

八〇年代に入る境目に相次いで国際人権規約(一九七九年)及び「難民条約」(一九八一年)にわが国は加盟し、出入国管理令は「出入国管理及び難民認定法」(昭五六、法八六号)となり、そこで両条約の原則である内外人平等の原則により遂に国籍条項が撤廃されるようになった。外国人の人権享有性はその前文で普遍的な政治道徳の法則である国際主義を容認し、その本文で何人も享有できる普遍的人権主義を是認する日本国憲法の当然許容するものであり、このことは既に最高裁の判例も基本的な承認を与えている(最大判昭三九・二・一八刑集一八巻九号五七九頁)。この一般的な命題からして、在日韓国・朝鮮人にも初等教育、社会保障について自国民と同一の待遇が与えられ(二三条)、らい患者、精神病患者、貧困者、放浪者に対する退去強制も削除されるようになったが(二四条)、これらの措置によって差別の現状が是正されたとするのは早計といわねばならない。地方自治体での公務員採用制限の国籍条項取り扱いもバラバラであって、権利の享有に格

差を生じている。加えて右の措置は、いわゆる外圧によるものであるにせよ、かつての植民地支配に対する日本政府の歴史的反省に基づくものとは到底解されない。

そこで在日の人たちは、より抜本的・総合的な施策樹立の視点に立って、「在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法」(一九八八・一〇・二第九五回民選連全国代表者会議)の制定を求めている。「補償人権法」と略称されているように、戦後補償と人権保障の二つの観点を含んでいる。戦後補償は人権保障の不可分の論理的前提をなすものとなっているが、すぐれて高度な政治政策にかかわるものである。人権保障は「在日」に対する処遇の基本的なあり方を問うものであって、退去強制の廃止をはじめとした居住権の付与、社会的少数者としての存在、生活権の確立及び民族性を保障して生きることが中心の内容となっている。右は現在において要綱的なレベルのものと思われるが、立法論としては反差別運動の大きな潮流であるマイノリティの権利の尊重と差別禁止の方向性をもった「定住外国人基本法」的なものへの志向が予想されるところである。<sup>(6)</sup>

「汚い、きつい、危険」の三K職場での人権問題に象徴されるいわゆる外国人労働者の権利保護については、不法就労者の保護を含めて、このほど「移民労働者の保護に関

する国際条約」案がまとまり、国連総会での採択が近いと

いう。本条約ではその他A規約にならない、国内労働法の準用、社会保障の権利、子弟の国籍取得も認めている。特にわが国ではアジア系の外国人労働者ないし不法就労者の処遇が切迫した現実問題となっている。外国人労働の法制整備が遅れているわが国では採択に反対する方針と伝えられているが、単純労働者の入国を入管法により不法(illegal)として取り締まるだけでは解決できないものとなっており、国籍を超えた人権の視点への転換が求められるところである。

#### 注

- (1) 田畑茂二郎『国際法講義』上新版(有信堂、一九八二)二五〇頁。
- (2) 『朝日新聞』一九八八・二・六社説。
- (3) 沼田稲次郎『増補改訂運動のなかの労働法』(労働旬報社、一九六七)四四三、四四四頁。
- (4) 宣言の重要性と影響について参照、世界人権宣言三五周年中央実行委員会『世界人権宣言三五周年と部落解放』(一九八三)二四頁以下。
- (5) 杉原泰雄『国際人権規約と日本国憲法』同『八〇年代憲法政治への序章』下(勁草書房、一九八〇)二七八頁。
- (6) 野中俊彦『人権の国際化』野中II浦部『憲法の解釈』I総

論(三省堂、一九八九)三〇四頁。

(7) 人権の実施措置の現状、効果について参照、田畑茂二郎『国際社会の新しい流れの中で』(東信堂、一九八八)一八四頁以下。

(8) 例えば参照、戸塚悦朗「人権のコペルニクスの転換を」『ヒューマンライツ』一八号、同「精神衛生法改正の経緯と問題点」『法律時報』七二二号、同「精神衛生法改正案の評価と問題点」『ジュリスト』八八三号、滝沢武久「精神医療と人権」『法学セミナー』(一九八八・一〇)五〇、五一頁。

(9) 高木健一「日本の国際人権レベル」『国際人権規約先例集』(東信堂、一九八九)二二頁、齊藤恵彦「日本政府報告書に対する国連人権専門委員会の検討記録(仮題)―自由権規約をめぐって」『部落解放研究』二九号(一九八二・三)六五、六六頁、国際人権規約に関する市民版『人権レポート』二号『日本における精神障害者の医療上の処遇と人権侵害』(自由人権協会、一九八四・三・二八)。

(10) 草案訳文は戸塚悦朗弁護士訳で、反差別国際運動日本委員会『国連とマイノリティの人権』(解放出版社、一九九〇)一九頁以下に掲載されている。なお参照、南敏之「国連と人権」法務省人権擁護局内人権実務研究会編『人権保障の生成と展開』(民事法情報センター、一九九〇)一四二、一四三頁。

(11) 川村曉雄「二つの人権条約案採択される」『ヒューマンライツ』一五号(一九八九・六)七〇頁。被拘禁者の人権について参照、庭山英雄「国連被拘禁者人権原則をめぐって」『香川

法学』九巻四号(一九九〇・一)、平野龍一(解説)、水野・鈴木(訳)『国際人権連盟報告書(パーカーIIジョーデル報告書)』『法律時報』七四九号(一九八九・六)九二頁以下等。

(12) 阿部浩己「国際人権法における死刑廃止」『法律時報』七五九号(一九九〇・三)八三頁。

(13) 齊藤恵彦「世界人権宣言の由来、現在、将来」『人権通信』一〇四号。

(14) 国連が中心となって作成した人権関係諸条約(後掲表参照)。

(15) 齊藤恵彦「国際化時代における人権」『ヒューマンライツ』一四号(一九八九・三)、岸田健太郎「人権と国際法」特集・国際化時代の法律問題『ジュリスト』六八一号(一九七九・一・一)二三頁、戸塚悦朗「人権にコペルニクスの転換を」『ヒューマンライツ』一八号(一九八九・九)五六頁以下など参照。

(16) 一九九〇年八月、サハリン残留韓国・朝鮮人は強制連行と強制労働、帰還させる義務の不履行を、国際慣習法上の「人道に反する罪」に当たるとして、国に対して補償を求める訴訟を提起している。

(17) 「国際人権規約からみた日本」『世界人権宣言ニュース』八七号(一九八九・一〇・一〇)。現在本稿の執筆中にも世界的な人権NGO「国際人権連盟」(本部ニューヨーク)の代表が小委員会で「日本政府が在日中国入学生へのビザ申請を八九年の民主化運動に参加したのを理由に拒否していることを非難し

国連が中心となって作成した人権関係諸条約

1990年8月10日作成

名 称	採択年月日	発効年月日	締約国数	日本の締結条約 (締結年月日)
1 国際人権規約 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	'66.12.16	'76.1.3	93	○ ('79.6.21)
2 国際人権規約 市民的及び政治的権利に関する国際規約	'66.12.16	'76.3.23	89	○ ('79.6.21)
3 国際人権規約 市民的及び政治的権利に関する国際規約の 選択議定書*	'66.12.16	'76.3.23	47	
4 国際人権規約 市民的及び政治的権利に関する国際規約の 第2選択議定書(死刑廃止)*	'89.12.15	未	0	
5 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約*	'65.12.21	'69.1.4	130	
6 アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約*	'73.11.30	'76.7.18	88	
7 スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約*	'85.12.10	'88.3.4	44	
8 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	'79.12.18	'81.9.3	99	○ ('85.6.25)
9 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約*	'48.12.9	'51.1.12	102	
10 戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約*	'68.11.26	'70.11.11	81	
11 奴隷改正条約**			69	
(1) 1926年の奴隷条約*	'26.9.25#	'27.3.9	69	
1926年の奴隷条約を改正する議定書*	'53.10.23	'53.12.7	52	
(2) 1926年の奴隷条約の改正条約*	'53.12.7	'55.7.7	34	
12 奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約*	'56.9.7	'57.4.30	104	
13 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	'49.12.2	'51.7.25	60	○ ('58.5.1)
14 難民の地位に関する条約	'51.7.28	'54.4.22	102	○ ('81.10.3)
15 難民の地位に関する議定書	'67.1.31#	'67.10.4	103	○ ('82.1.1)
16 無国籍の削減に関する条約*	'61.8.30	'75.12.13	15	
17 無国籍者の地位に関する条約*	'54.9.28	'60.6.6	36	
18 既婚婦人の国籍に関する条約*	'57.1.29	'58.8.11	57	
19 婦人の参政権に関する条約	'52.12.20	'54.7.7	96	○ ('55.7.13)
20 婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約*	'62.11.7	'64.12.9	36	
21 拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の禁止に関する条約*	'84.12.10	'87.6.26	45	
22 子どもの権利に関する条約*	'89.11.20	未	24	

(注) \*仮称 #作成年月日 (出典: Status of International Instruments, U.N.等)  
 \*\*「1926年の奴隷条約を改正する議定書」により改正された「1926年の奴隷条約」が「1926年の奴隷条約の改正条約」である。締約国となる方法には、(1)改正条約の締結と(2)奴隷条約の締結及び改正議定書の受諾との二つがある。  
 資料提供: 外務省国連局人権難民課

た旨、新聞は報じている『毎日新聞』一九九〇・八・一九。  
 (18) 『部落解放研究』三八号、一二六頁、林瑞枝「二つの差別撤廃条約」『時の法令』一三六七号(一九八九・一二・一五)  
 (19) 『社会新報』「部落差別克服を世界に訴えて上」(一九八四・九・二八)  
 (20) 参照、部落解放研究所「差別なく人権が守られた社会を求めて―日本政府による『市民的及び政治的権利に関する国際規約』第四〇条に基づく第二回報告・批判―」(『部落解放研究』六三号)。  
 (21) 目沢正「復権へ新法要求」『朝日新聞』一九八六・三・二七 野村義一「なぜ新法制定を求めるのか」ウタリ問題懇談会(資料)アイヌ民族に関する新法問題について、『ヒューマンライツ』四号(一九八八・七)八一―二五頁、同「『アイヌ新法』の制定」『週刊法律新聞』一九八八・二〇・一四、中村睦男「先住民の同化から自立への道を選択する―『アイヌ新法』制定問題をめぐって―」『法学セミナー』四二四号(一九九〇・四)一四頁以下。  
 (22) 上村英明「アイヌ民族に関する法律」について(第二回全国部落解放研究者集会報告一九九〇・七・一四)、なお参照、同「先住民族の権利」『法学セミナー』四〇六号(一九八八・一〇)五四、五五頁、同・『北の海の交番者たち』(同文館、一九九〇)、特にあとがき一九九頁以下。  
 (23) 手島武雅「先住民族に対する抑圧と国際的運動」『マイノリティー研究会ニュース』六号(一九九〇・一〇・九)八頁。

(24) なお参照、梁泰昊「指紋押捺拒否と『補償・人権法』」『ヒューマンライツ』一一号(一九八九・二)  
 (25) 『四国新聞』一九九〇・九・一八付